

堺環濠都市北部地区

まちなみ修景補助制度

〔 堺市街なみ環境整備事業修景施設整備補助制度 〕



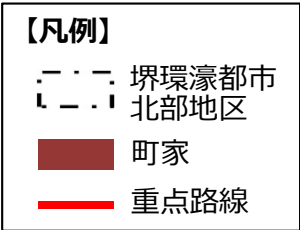
江戸時代の町割を活かした
わ
環をはぐくむまちなみ

令和5年4月
堺市

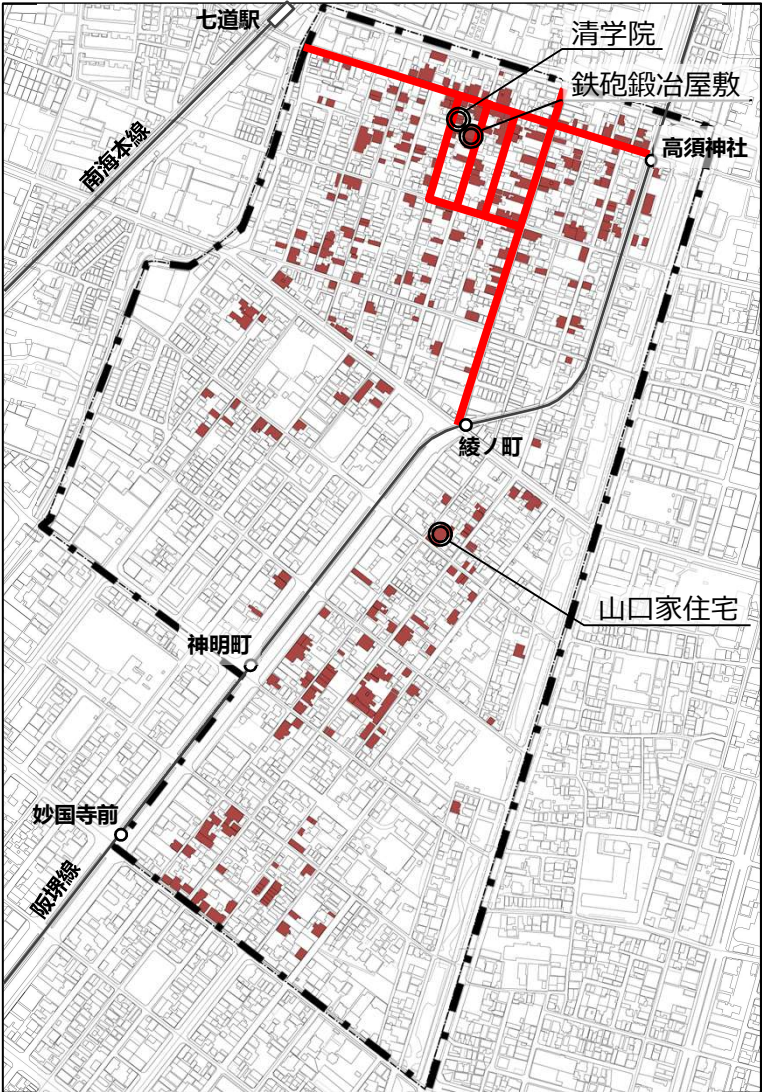
堺市では、堺環濠都市北部地区（右図参照）の歴史的なまちなみを保全・再生するため、地域住民が主体となって設立された「堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会」との協働により、まちなみのルールとなる『**まちなみガイドライン**』を作成しました。

さらに、歴史的なまちなみと調和した建築物等の改修を進めるため、**まちなみ修景補助制度（建築物や門・塀などに関する修景補助制度）**を実施しています。

歴史的なまちなみを次世代に継承し、地域のにぎわいと魅力を創出するため、まちなみ修景補助制度をご活用ください。



（注）町家のプロットは平成24年度における外観調査による



まちなみ修景補助制度の内容

まちなみ修景補助制度は、町家などの**歴史的建築物の改築や修繕**、それ以外の**一般建築物や外構の新築、増改築、修繕**などに要する**修景工事費の一部**に対し、**補助金を交付する制度**です。

なお、修景工事は「堺環濠都市北部地区まちなみガイドライン」に沿って行ってください。

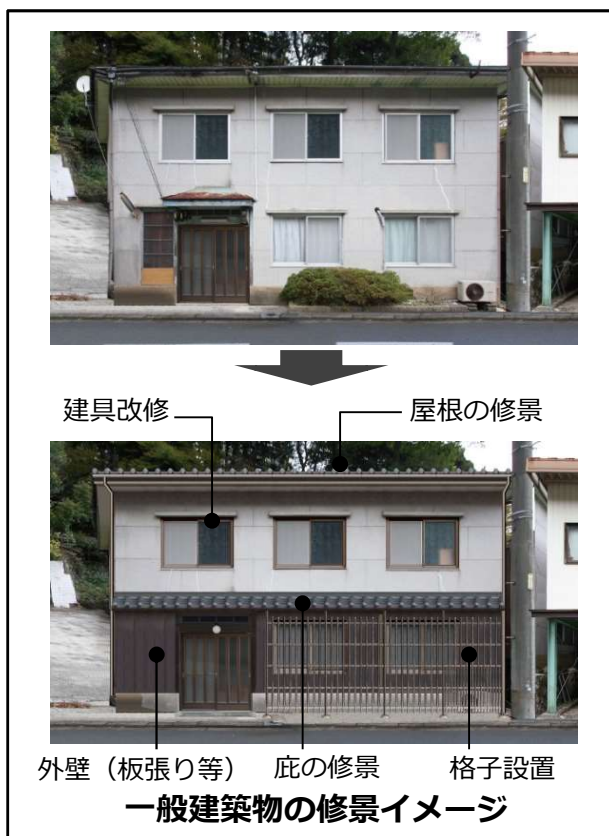
補助対象となる建築物、門・塀等	重点地区※1の内外	補助率	補助金の上限額（一敷地あたり）
歴史的建築物 ※2	重点地区内	2/3	500万円
	重点地区外	2/3	300万円
一般建築物 ※3	重点地区内	2/3	250万円
外構（門や塀など）	重点地区内	2/3	100万円
	重点地区外 ※4	2/3	60万円

- ※1 重点地区：重点路線（上図参照）に面する敷地の区域
- ※2 歴史的建築物：概ね第二次世界大戦以前に建築され、地域が有する伝統的な様式を備えた建築物
- ※3 一般建築物：歴史的建築物以外の建築物（重点地区内のみが対象）
- ※4 外構：重点地区外における外構の修景については、歴史的建築物と同一敷地にあるものが対象

修景とは？

町家などの歴史的建築物については、建築物の外観（屋根や外壁、門・塀など）を修繕して元の外観に戻すことです。また、それ以外の一般建築物では、地域がもつ伝統的な町家のデザインを採り入れ、周辺の景観と調和したものに外観の整備を行うことです。

まちなみ修景補助制度の対象となる修景工事のイメージ



※修景工事は、「堺環濠都市北部地区まちなみガイドライン」に沿って行う必要があります。

まちなみ修景 補助制度に関する

Q & A

Q1 建築物の内装工事は、補助の対象になりますか？

A1 補助の対象となる修景工事は、建築物の外観部分で、道路などの公共空間から見える範囲です。内装工事は補助の対象外です。

Q2 既に完了した修景工事について、補助金を申請できますか？

A2 補助金の申請はできません。工事を行う前にご相談ください。

Q3 補助制度を利用して修景を行った建築物の部分について、何か制約はありますか？

A3 補助制度を利用して修景を行った建築物の部分については、修景後、10年間は取り壊しなどできません。適切に維持管理していただくようお願いします。

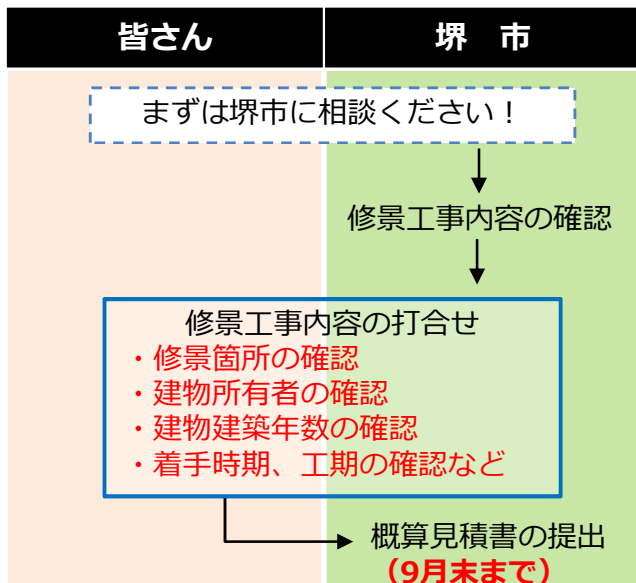
Q4 補助制度を利用して修景を行った建築物の部分に、再度、補助金をもらうことはできますか？

A4 補助制度を利用して修景を行った建築物の部分に再度、補助金を出すことはできません。

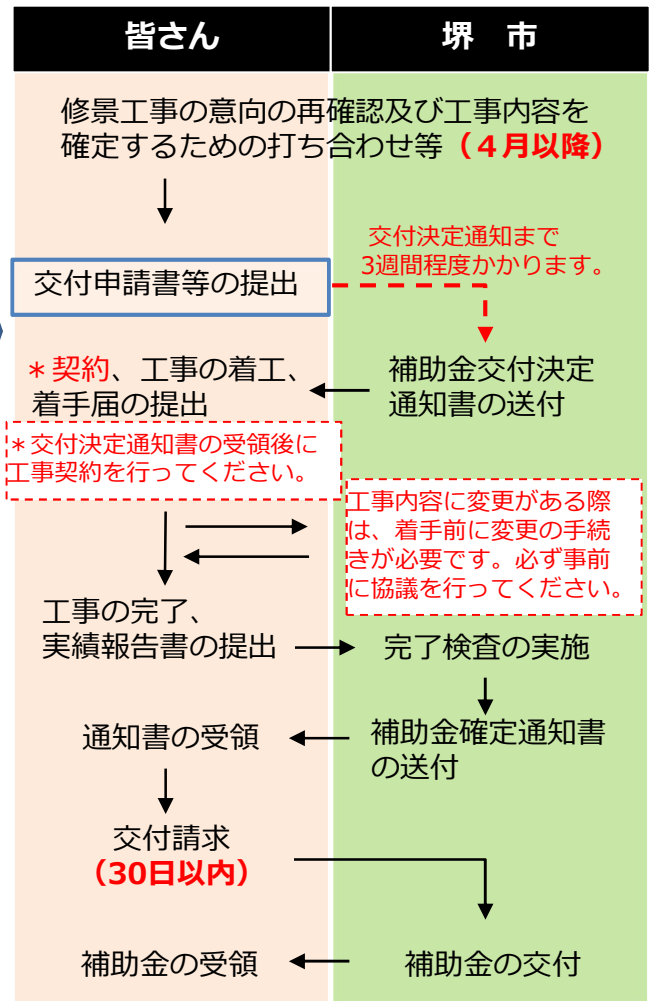
まちなみ修景補助制度の利用の流れ

補助金交付申請に係る手続きの流れは概ね下図のとおりです。

【修景工事の前年度】



【修景工事を行う年度】



【補助事業の対象者】

対象者は、事業地区において補助対象事業を行おうとする者で、次の(1)(2)に該当するもの

- (1) 市税を滞納していないこと
- (2) 建築物等の所有者全員の同意を得ていること

【交付申請書・必要書類】

(令和5年4月1日より
新様式に改定)

1. 補助金交付申請書(様式第1号)
2. 役員情報届出書(法人の場合)
3. 事業計画書(様式第2号)
4. 収支予算書(様式第3号)
5. 付近見取り図
6. 設計図書(平面図 立面図 外構図 工事仕様書等、工事の内容が確認できる図書)
7. 工事見積書
8. 現況写真
9. 同意書(建築物等の所有者の同意が必要な場合)
10. 既存建築物の登記事項証明書(登記事項証明書で、現在の建築物の所有者が確認できない場合は、建築物の所有者が確認できる公的書類を添付)
11. 建築物の固定資産税評価証明書(登記事項証明書で、築年数が不明の場合)
12. 市税の調査に関する同意書
13. その他市長が必要と認める書類

※修景工事内容の検討の際は、堺市にご相談ください。
また、予算の都合上、修景工事の件数や内容を限らせていただく場合がございますので、ご了承ください。

その他の支援制度

耐震改修補助について

詳しくは・・・建築防災推進課

電話 (072) 228-7482

FAX (072) 228-7854

堺市歴史的建築物等受入環境整備補助について

詳しくは・・・観光推進課

電話 (072) 228-7493

FAX (072) 228-7342

問い合わせ先

堺市建築都市局 都市計画部 都市景観室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館16階

電話 (072) 228-7432 FAX (072) 228-8468

E-mail token@city.sakai.lg.jp